

改正受動喫煙の防止等に関する条例の施行に関するQ & A

令和元年 11 月 26 日公表

目次

1 総論関係

- 1-1 「多数の者が利用する施設」の定義は何か。…………… 1
- 1-2 葉たばこを原料としないいわゆる電子たばこは、製造たばこにも製造たばこ代用品にも該当せず、改正条例の規制の対象外となるのか。また、規制の対象外である場合、受動喫煙防止区域でこれらの製品を使用している者への対応はどのようにすればよいか。…………… 1
- 1-3 建物等への出入り、自動車の乗降、待合いその他の人が相互に近接する利用が想定される対象施設内の場所とは、具体的にどのような場所か。…………… 1
- 1-4 複合ビルB内の飲食店Aがテナントとして入居している場合で、飲食店Aに改修権原がない場合、施設管理者には誰が該当するのか。…………… 1
- 1-5 複合ビル内のテナント施設について、テナントを使用する法人に改修等の権原が与えられておらず、テナントを使用する法人に加えて複合ビルのオーナーも施設管理者となる場合、指導・勧告・命令の名宛て人は誰になるのか。…………… 1
- 1-6 複合ビル内のテナント施設について、テナントを使用する法人に加えて複合ビルのオーナーも施設管理者となる場合、公表・罰則の対象になるのは誰になるのか。…………… 2
- 1-7 施設管理者のうち現場の管理を行っている者は、どのような者が想定されるか。…… 2
- 1-8 学生等のアルバイトが一人で現場の管理を行っている（いわゆるワンオペレーション等）場合には、そのアルバイトの者も施設管理者に該当することになるのか。…………… 2

2 敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置不可）関係

- 2-1 児童福祉法上の「家庭的保育事業」を居宅で行う場合、「人の居住の用に供する区域」として適用除外となるのか。あるいは、居宅であっても事業を行う場合には「人の居住の用に供する区域」に該当せず、児童福祉施設として敷地内禁煙となるのか。…………… 3
- 2-2 児童福祉法における「事業所内保育事業」については、事業所の一部を使用している施設が多いが、その場合、事業所全体を児童福祉施設とみなすのか。…………… 3
- 2-3 官公庁施設の定義は。独立行政法人や地方独立行政法人の施設は官公庁施設に該当するのか。…………… 3
- 2-4 病院であっても、精神疾患の患者や終末期の患者による病院の建物内での喫煙は容認されるのか。…………… 3
- 2-5 精神病床を有する病院において、施設管理者が治療のために必要と認めて設置した屋外喫煙区域は、病院職員も利用することができるのか。…………… 4

3 敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置可）関係

- 3-1 各種学校（初等教育又は中等教育を行うものを除く。）その他これらに類するものの範囲には、各種学校の届出のない予備校、フリースクール等も含まれるのか。…………… 5

4 屋外喫煙区域関係

- 4-1 「施設を利用する者が通常立ち入らない」とは、具体的にどのような状態をいうのか。人が通るところから何m離れているなど目安はあるのか。…………… 6

- 4-2 「区画」とは具体的にどのような状態をいうのか。壁などは不要で、線を引く程度でもよいのか。…………… 6
- 4-3 「施設を利用する者が通常立ち入らない」という要件を満たしているものの、隣の施設に隣接するような場所に屋外喫煙区域を設置することは可能か。…………… 6
- 4-4 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合、喫煙をする場所を設けることはできないのか。…………… 6
- 4-5 屋上、テラス、ベランダ、外付けの非常階段等に屋外喫煙区域を設置することはできるのか。また、このような場所に屋外喫煙区域を設置する場合の形状について、制限はあるのか。…………… 6
- 4-6 屋外喫煙区域には、灰皿等を設置する必要はあるのか。…………… 7
- 4-7 官公庁施設に設置された屋外喫煙区域について、職員以外の者が利用を希望した場合、利用することは可能か。…………… 7
- 4-8 屋外喫煙区域を設置した場合の表示は、当該喫煙区域に掲げるのみでよく、当該施設の敷地の出入口への掲示は不要でよいか。…………… 7
- 4-9 同一敷地内に敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置不可）と敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置可）が併存する場合、屋外喫煙区域は設置してよいか。…………… 7
- 4-10 屋外喫煙区域を設置しようとする際、喫煙をするための場所として壁及び天井で囲われた閉鎖型の喫煙区域を設置する場合、当該閉鎖型の喫煙区域の内部は、喫煙の規制対象である「建物内」（問5-1参照）の場所に該当することとなるのか。…………… 7

5 建物内禁煙施設関係

- 5-1 飲食店のテラス席は屋外でよいか。…………… 8
- 5-2 屋根がない観覧場、一部にしか屋根がない観覧場等は屋外でよいか。…………… 8
- 5-3 旅館やホテルの宴会場、飲食店の個室であっても紙巻たばこの喫煙はできず、喫煙をする際は喫煙室を設置する必要があるのか。…………… 8
- 5-4 家族経営の店舗で、1階部分全体が喫煙区域（改正健康増進法に規定する喫煙可能室）であり、ここを通過しなければ2階の住居に到達できない場合にも、20歳未満の住人が通過したことをもって施設管理者に罰則が課されるのか。…………… 8
- 5-5 20歳未満の従業員（出入りの業者を含む。）が商品等を運ぶために喫煙できる場所に立ち入る場合や、20歳未満の従業員が清掃のために喫煙できる場所に立ち入る場合も、通過せざるを得ない場合に該当するのか。…………… 9

6 喫煙目的施設関係

（1）公衆喫煙所

- 6-1-1 「施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること」が要件とされているが、設置者の属性（自治体か民間主体か）は問わないと考えてよいか。…………… 10
- 6-1-2 駅周辺にあるような屋外の公衆喫煙所は「喫煙目的施設」に該当しないのか。…………… 10
- 6-1-3 公衆喫煙所には、飲料の自動販売機を設置してもよいのか。…………… 10

（2）喫煙を主目的とするバー、スナック等

- 6-2-1 「主食」とは、具体的に何をいうのか。…………… 10
- 6-2-2 「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く」との要件があるが、具体的にはどのような意味か。…………… 10

- 6-2-3 出前を取って主食を提供した場合、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。……………10
- 6-2-4 電子レンジで加熱するだけの主食を提供することは、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。……………11
- 6-2-5 バーやスナック等でたばこの販売許可を得ずに、便宜上サービスとして店主などが買い置きしたものを販売しているものは、たばこの対面販売をしているものに含まれないと解釈してよいか。……………11
- 6-2-6 喫煙をすることを主たる目的としつつ、ダーツやゴルフといった他の行為を行う場合、当該バーは喫煙目的施設に該当するのか。……………11
- 6-2-7 喫煙目的施設の要件に関する事項を記載した帳簿を保存しなければならないこととされているが、新たに帳簿を作成することが必要となるのか。……………11

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

- 6-3-1 「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当しないたばこ販売店は、たばこの販売までも認められないのか。……………11
- 6-3-2 コンビニは「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当するのか。……………12

7 既存小規模飲食店関係

(1) 既存小規模飲食店の要件

- 7-1-1 食品衛生法上の飲食店営業許可を取得している施設であれば、既存小規模飲食店に該当するのか。……………13
- 7-1-2 条例施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存の飲食店に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断するとあるが、具体的にはどのように判断するのか。……………13
- 7-1-3 既存小規模飲食店に該当していた施設について、施行後に資本金が5000万円を超えた場合や客席面積が100㎡を超えた場合などは、引き続き経過措置の対象となるのか。……………14
- 7-1-4 同一の建物にある飲食店について、別々に飲食店営業許可を受けているが、施設管理者が同一である場合については、1つの既存小規模飲食店と扱うこととなるのか。……………14

(2) 喫煙区域（改正健康増進法に規定する喫煙可能室）

- 7-2-1 既存小規模飲食店において、当該施設の従業員の休憩室、事務スペース等のバックヤードや厨房等も喫煙区域（改正健康増進法に規定する喫煙可能室）として喫煙可能とできるのか。……………14

8 喫煙室等の構造又は設備関係

(1) 一般的基準

- 8-1-1 喫煙室等は、非喫煙区域と隔離され、出入口、排気口以外の開口部はほとんどないものと判断してよいか。……………15
- 8-1-2 「床面から天井まで達する壁、間仕切り等により仕切られていること」との要件について、出入口の扉は必ずしも必要でなく、例えばカーテンで仕切られていてよいか。……………15
- 8-1-3 風速要件を充足するため、出入口にのれん、カーテン等を設置するということは認められるか。……………15
- 8-1-4 扉を閉めて部屋を利用する場合において、扉を開閉する際に、のれん、カーテン等により出入口を覆うという対応は可能か。……………15

- 8-1-5 エアカーテンの設置は認められるか。……………15
- 8-1-6 喫煙室等において、室外が施設等の屋外の場合には、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備の基準はないのか。……………16

(2) フロアを分ける取り扱い

- 8-2-1 施設の中に吹き抜けの階段があるような場合も、フロアを分ければ喫煙が可能となるのか。……………16
- 8-2-2 フロアを分ける取り扱いについて、例えば、3階以上に他の店舗がある場合であっても1階を禁煙、2階を喫煙としてよいのか。……………16
- 8-2-3 フロアを分けたとしても、建物内禁煙施設において、紙巻たばこを喫煙しながら飲食等を行うことはできないということによいか。……………16

(3) 経過措置

- 8-3-1 改正健康増進法の施行日(2020年4月1日)時点の既存建築物等であって、施設管理者の責めに帰することのできない事由がある場合における技術的基準の経過措置については、喫煙室、喫煙目的施設における喫煙区域、既存小規模飲食店における喫煙区域の全てについて設けられるのか。……………17

(4) その他

- 8-4-1 たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備の基準を満たしているかどうかの確認はどのように行えばよいのか。……………17

9 喫煙の制限等

- 9-1 病院等の敷地の周囲における喫煙禁止の範囲は具体的に決まっているのか。……………18

10 20歳未満の者及び妊婦の受動喫煙防止関係

- 10-1 20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所とは、具体的にどのような範囲か。……………19

11 表示関係

- 11-1 表示はどのように入手するのか。……………20
- 11-2 表示は、必要事項を記載していれば、施設の施設管理者が独自に作成したものを掲示してもよいのか。……………20

12 適用関係

- 12-1 建物内禁煙施設の敷地内に敷地内禁煙施設がある場合、敷地内禁煙施設の部分のみ敷地内禁煙となるのか。……………21
- 12-2 様々な用途の施設から成り立つ複合施設の一部に敷地内禁煙施設がある場合は、その場所のみ敷地内禁煙となるのか。……………21
- 12-3 行政機関の庁舎と議会棟が同一敷地にある場合における議会棟の扱い又は行政機関の庁舎の中に議会フロアが存在する場合における扱いはどうなるのか。……………21
- 12-4 別表に掲げる対象施設の場所において運行している一般自動車では喫煙をしてもよいのか。駐車している一般自動車についてはどうか。……………21
- 12-5 改正健康増進法と改正条例の規制又は罰則は両方適用されるのか。……………21

13 適用除外関係

- 13-1 児童福祉施設のうち、適用除外となる施設はあるか。例えば母子生活支援施設については、個人の居住スペースも存在するが、そこは「人の居住の用に供する区域」として適用除外

と考えるか。……………22

13-2 「人の居住の用に供する区域」として適用除外の場所に該当する場所は具体的にどのような場所か。……………22

13-3 「旅館業の施設の客室の区域」は適用除外となっているが、宿泊施設の施設管理者は、喫煙をする客向けに提供している室（喫煙客室）に 20 歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならないのか。……………22

14 その他

14-1 県からの指導等はどのように行われるのか。例えば、喫煙室等において、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備を満たしていなかった場合、直ちに過料等の行政処分の対象となるのか。……………23

1 総論関係

1-1 「多数の者が利用する施設」の定義は何か。

2人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する施設をいいます。

1-2 葉たばこを原料としないいわゆる電子たばこは、製造たばこにも製造たばこ代用品にも該当せず、改正条例の規制の対象外となるのか。また、規制の対象外である場合、受動喫煙防止区域でこれらの製品を使用している者への対応はどのようにすればよいか。

いわゆる電子たばこは、改正条例の規制の対象外です。

なお、改正条例とはかかわりなく、施設管理者が当該施設のルールとして、いわゆる電子たばこも受動喫煙防止区域では使用しないこと等のルールを定めることは可能です。

1-3 建物等への出入り、自動車の乗降、待合いその他の人が相互に近接する利用が想定される対象施設内の場所とは、具体的にどのような場所か。

コンビニの出入口や通路に面した場所、バスターミナル等の待合場所等、施設利用者がたばこの煙を避けることができない場所をいいます。

1-4 複合ビルB内の飲食店Aがテナントとして入居している場合で、飲食店Aに改修権原がない場合、施設管理者には誰が該当するのか。

Aに加えてBも施設管理者となります。例えば、仮に喫煙室等の構造又は設備等の不適合が判明した場合には、A又はBに当該喫煙室等をいったん入室ができない状態にするために閉鎖する措置をとったうえ、その後当該喫煙室等を廃止するか、基準に適合させるための改修を行うかについては、A B間で話し合ってくださいことになります。

1-5 複合ビル内のテナント施設について、テナントを使用する法人に改修等の権原が与えられておらず、テナントを使用する法人に加えて複合ビルのオーナーも施設管理者となる場合、指導・勧告・命令の名宛て人は誰になるのか。

個々の契約等の内容や、義務違反の状態をもたらした原因等の実情を踏まえて判断されます。

1-6 複合ビル内のテナント施設について、テナントを使用する法人に加えて複合ビルのオーナーも施設管理者となる場合、公表・罰則の対象になるのは誰になるのか。

公表及び罰則は、それぞれ勧告、命令に従わなかった際に行われるものです。仮に、勧告又は命令を受けた施設管理者が引き続き基準又は設備等が不適合の場所で喫煙を行っていた場合等には、当該施設管理者が公表又は罰則の対象となります。なお、喫煙室等が構造又は設備等の不適合であるとして、勧告又は命令を受けた場合についても、当該喫煙室等をいったん入室ができない状態にするために閉鎖する措置が速やかにとられれば、公表されること又は罰則が課されることはなく、対象の問題は生じません。

1-7 施設管理者のうち現場の管理を行っている者は、どのような者が想定されるか。

事実上、現場の管理を行っている者（現場で監督者として一定の管理・監督を行う者）が該当します。具体的にどのような者がこれに該当するかは個々の契約の内容等によることとなりますが、例えば、店長、施設長、工場長といった者は、現場の管理を行っている者として施設管理者に該当することが想定されます。

また、いくつかの店舗を担当している者（いわゆるエリアマネージャー等）なども、現場の管理を行う者として施設管理者に該当することが想定されます。

1-8 学生等のアルバイトが一人で現場の管理を行っている（いわゆるワンオペレーション等）場合には、そのアルバイトの者も施設管理者に該当することになるのか。

現場で監督者として一定の管理・監督を行っていると言える場合には、施設管理者に該当します。なお、このような場合においては、一人で管理を行っているアルバイトの者の他に、管理者（例えばエリアマネージャー等）を設定・配置すること等が望まれます。

2 敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置不可）関係

2-1 児童福祉法上の「家庭的保育事業」を居宅で行う場合、「人の居住の用に供する区域」として適用除外となるのか。あるいは、居宅であっても事業を行う場合には「人の居住の用に供する区域」に該当せず、児童福祉施設として敷地内禁煙となるのか。

改正条例においては、家庭の場所等を「人の居住の用に供する区域」として、受動喫煙防止区域の適用除外の場所としているところであり、「家庭的保育事業」を行う居宅も適用除外の場所となります。ただし、受動喫煙による健康影響が大きい20歳未満の者及び妊婦に特に配慮し、事業を居宅で行う場合であっても、これらの者と同室する住宅の居室内においては、何人も喫煙をしてはならないこととしています。

2-2 児童福祉法における「事業所内保育事業」については、事業所の一部を使用している施設が多いが、その場合、事業所全体を児童福祉施設とみなすのか。

事業所の一部の場所を「事業所内保育事業」の場所として利用している場合は、当該一部の場所のみ児童福祉施設としての規制が適用されます。

2-3 官公庁施設の定義は。独立行政法人や地方独立行政法人の施設は官公庁施設に該当するのか。

国又は地方公共団体の機関のうち、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署をいい、県民が公共的サービスを受けるために利用する庁舎が該当します。このほか、国又は地方公共団体の官公署で、職員の研修施設、公証人役場のほか、別表の他の区分に該当しない施設も該当します。

例えば、と畜場、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、ダム管理事務所、浄水場、貯水池管理事務所、ポンプ場、下水処理場、ごみ焼却場、し尿処分場、食肉処理場、消防団詰所は、別表の他の区分に該当しない施設として官公庁施設に該当します。

独立行政法人や地方独立行政法人は国や地方公共団体とは異なりますので、官公庁施設には該当しません。

2-4 病院であっても、精神疾患の患者や終末期の患者による病院の建物内での喫煙は容認されるのか。

精神病床を有する病院において、施設管理者が治療のために必要と認めて屋外喫煙区域を設置する場合にのみ、当該喫煙区域での喫煙が可能です。

2-5 精神病床を有する病院において、施設管理者が治療のために必要と認めて設置した屋外喫煙区域は、病院職員も利用することができるのか。

施設管理者が治療のために必要と認めた場合にのみ屋外喫煙区域の設置を認めるものであり、治療を要する患者以外の利用は認められません。このため、病院職員のほか、患者の家族であっても、屋外喫煙区域を利用することができません。

3 敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置可）関係

3-1 各種学校（初等教育又は中等教育を行うものを除く。）その他これらに類するものの範囲には、各種学校の届出のない予備校、フリースクール等も含まれるのか。

学校教育法に規定する学校以外のもので、学校と同様の用途に供される施設が該当し、予備校やフリースクール等は当該区分に該当します。

このほかにも、例えば、学習塾（各種学校でないもの）、自動車教習所（同）、そろばん塾（同）、外国語会話教室（同）、書道教室（同）、華道教室（同）、編物教室（同）、料理教室（同）等が当該区分に該当します。

4 屋外喫煙区域関係

4-1 「施設を利用する者が通常立ち入らない」とは、具体的にどのような状態をいうのか。人が通るところから何m離れているなど目安はあるのか。

「施設を利用する者が通常立ち入らない」場所とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外に通常利用することのない場所をいいます。なお、距離要件はありませんので、施設の状況に応じて、意図しない受動喫煙を防止するという観点から、各施設管理者においてどういった場所が適切かご判断いただければと思います。

4-2 「区画」とは具体的にどのような状態をいうのか。壁などは不要で、線を引く程度でもよいのか。

「区画」とは、パーティション等による区画が考えられますが、屋外喫煙区域は、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置されるものであるため、喫煙区域と非喫煙区域を明確に区別することができるものであれば、線を引くという方法でも構いません。

4-3 「施設を利用する者が通常立ち入らない」という要件を満たしているものの、隣の施設に隣接するような場所に屋外喫煙区域を設置することは可能か。

周囲の施設に隣接するような場所に設置することがないように配慮をお願いします。

4-4 「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合、喫煙をする場所を設けることはできないのか。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」がない場合には、屋外喫煙区域を設けることはできません。

4-5 屋上、テラス、ベランダ、外付けの非常階段等に屋外喫煙区域を設置することはできるのか。また、このような場所に屋外喫煙区域を設置する場合の形状について、制限はあるのか。

「屋外」（外気の流入が妨げられる場所として、屋根があって、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部に該当しない場所をいう。）に該当する場所であって、かつ、施設の利用者が通常立ち入らない場所等の屋外喫煙区域の要件を満たしていれば、屋外喫煙区域を設置することは可能です。なお、屋外喫煙区域の形状については、制限はありません。

4-6 屋外喫煙区域には、灰皿等を設置する必要はあるのか。

条例上、灰皿等の設置までは求めていません。

4-7 官公庁施設に設置された屋外喫煙区域について、職員以外の者が利用を希望した場合、利用することは可能か。

屋外喫煙区域は、当該施設の利用者の使用のために設置するものですので、職員や住民であっても、当該施設の利用者であれば、利用することが可能です。

4-8 屋外喫煙区域を設置した場合の表示は、当該喫煙区域に掲げるのみでよく、当該施設の敷地の出入口への掲示は不要でよいか。

そのとおりです。

4-9 同一敷地内に敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置不可）と敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置可）が併存する場合、屋外喫煙区域は設置してよいか。

各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合においては、それぞれが独立した施設として規制を適用することとしています。したがって、そのような場合には、敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置不可）には屋外喫煙区域を設置できませんが、敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置可）には屋外喫煙区域を設置できることとなります。

4-10 屋外喫煙区域を設置しようとする際、喫煙をするための場所として壁及び天井で囲われた閉鎖型の喫煙区域を設置する場合、当該閉鎖型の喫煙区域の内部は、喫煙の規制対象である「建物内」（問 5-1 参照）の場所に該当することとなるのか。

屋外喫煙区域を設置する場合は、当該施設の敷地内の屋外の場所に設置される必要がありますが、屋外喫煙区域自体の屋根、側壁の有無は問いません。そのため、喫煙をするための場所として壁及び天井で囲われた、閉鎖型の屋外喫煙区域を設置いただくことも可能です。

ただし、閉鎖型の屋外喫煙区域を設置する場合も、屋外喫煙区域として区画され、喫煙区域である旨等を記載した表示がされ、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置されていることが必要です。

5 建物内禁煙施設関係

5-1 飲食店のテラス席は屋外でよいか。

外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合には「建物内」となり、そうでない場合には「屋外」となります。ただし、テラス席については、テラス席において喫煙をした際のたばこの煙が店内に流れ込むことがないように、側壁が概ね半分以上覆われていない場合であっても、店内との境界が壁やガラス扉等で仕切られていない場合には、屋根に覆われている場所は「建物内」として取り扱います。

5-2 屋根がない観覧場、一部にしか屋根がない観覧場等は屋外でよいか。

改正条例においては、外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場合に「建物内」と扱うものであるため、屋根がない場合や一部にしか屋根がない場合には屋外として取り扱います。

ただし、観覧場や運動施設は、20歳未満の者等が多く集まることから、屋外の観客席を含め、敷地内の屋外喫煙区域及び建物内の喫煙室を除く場所は禁煙となります。

5-3 旅館やホテルの宴会場、飲食店の個室であっても紙巻たばこの喫煙はできず、喫煙をする際は喫煙室を設置する必要があるのか。

そのとおりです。なお、兵庫県では、加熱式たばこについても紙巻たばこと同様の取り扱いとなります。

5-4 家族経営の店舗で、1階部分全体が喫煙区域(改正健康増進法に規定する喫煙可能室)であり、ここを通過しなければ2階の住居に到達できない場合にも、20歳未満の住人が通過したことをもって施設管理者に罰則が課されるのか。

当該施設の喫煙区域(改正健康増進法に規定する喫煙可能室)以外の部分の利用のために、喫煙ができる場所を一時的に通過せざるを得ないと認められる場合は、指導等の対象になりません。通過せざるを得ないと認められる事例としては、例えば、施設の1階部分の全体が喫煙区域(改正健康増進法に規定する喫煙可能室)となっており、2階部分が居宅となっている場合等において、当該喫煙区域(改正健康増進法に規定する喫煙可能室)を通過しなければ居宅部分に行くことができないため立ち入る場合が想定されます。

5-5 20 歳未満の従業員（出入りの業者を含む。）が商品等を運ぶために喫煙できる場所に立ち入る場合や、20 歳未満の従業員が清掃のために喫煙できる場所に立ち入る場合も、通過せざるを得ない場合に該当するのか。

そのような場合は「通過せざるを得ない場合」に該当せず、20 歳未満の者及び妊婦が喫煙区域に立ち入ることなく業務に従事することができるよう、シフトや業務内容の工夫をしていただくことが必要となります。

6 喫煙目的施設関係

(1) 公衆喫煙所

6-1-1 「施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること」が要件とされているが、設置者の属性（自治体か民間主体か）は問わないと考えてよいか。

そのとおりです。

6-1-2 駅周辺にあるような屋外の公衆喫煙所は「喫煙目的施設」に該当しないのか。

改正条例は主に建物内の区域を規制の対象としているものであるため、屋外の公衆喫煙所は「喫煙目的施設」に該当しません。

6-1-3 公衆喫煙所には、飲料の自動販売機を設置してもよいのか。

飲料の自動販売機を設置しても問題ありません。

(2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等

6-2-1 「主食」とは、具体的に何をいうのか。

社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類等が主に該当しますが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断していただくこととなります。

6-2-2 「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く」との要件があるが、具体的にはどのような意味か。

ランチ営業を行う場合において、「通常主食と認められる食事」を提供することは認められるというものです。なお、この場合であっても、喫煙目的施設としての規制は適用され、20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせることはできません。

6-2-3 出前を取って主食を提供した場合、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するのか。

自前で調理するものではなく、出前により「通常主食と認められる食事」を注文することについては、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当しません。

6-2-4 電子レンジで加熱するだけの主食を提供することは、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当するののか。

自前で調理するものではなく、電子レンジで加熱するだけの「通常主食と認められる食事」を提供することについては、「通常主食と認められる食事」を主として提供するもの」に該当しません。

6-2-5 バーやスナック等でたばこの販売許可を得ずに、便宜上サービスとして店主などが買い置きしたものを販売しているものは、たばこの対面販売をしているものに含まれないと解釈してよいか。

喫煙目的施設の施設管理者が保存しなければならない書類として、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報を記載したものを求めているため、これらの許可を受けていることが確認できない買い置きによるたばこの販売は、改正条例におけるたばこの販売には含まれません。

6-2-6 喫煙をすることを主たる目的としつつ、ダーツやゴルフといった他の行為を行う場合、当該バーは喫煙目的施設に該当するののか。

喫煙をする場所を提供することを主たる目的としており、喫煙をすることを主たる目的とするバー、スナック等としての要件を満たしているものであれば、喫煙目的施設に該当します。

6-2-7 喫煙目的施設の要件に関する事項を記載した帳簿を保存しなければならないこととされているが、新たに帳簿を作成することが必要となるののか。

たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する許可通知書やその写しがあれば足りるため、それとは別に新たに帳簿を作成する必要はありません。

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

6-3-1 「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当しないたばこ販売店は、たばこの販売までも認められないののか。

「店内で喫煙可能なたばこ販売店」とは、あくまで喫煙目的施設の1つの類型として、喫煙場所を設置することができるたばこ販売店をいうものですので、この類型に該当しない店であっても、たばこ販売店としての営業を行うことは問題ありません。

6-3-2 コンビニは「店内で喫煙可能なたばこ販売店」に該当するのか。

改正条例において、喫煙目的施設は「喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設」としているため、単にたばこを販売しているだけではなく、商品の一定割合（約5割超）、たばこ又は喫煙に供するための器具を販売していることが必要であり、一般的なコンビニはこれに該当しないものとなります。

7 既存小規模飲食店関係

(1) 既存小規模飲食店の要件

7-1-1 食品衛生法上の飲食店営業許可を取得している施設であれば、既存小規模飲食店に該当するののか。

既存小規模飲食店の対象は、「設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設」です。したがって、食品衛生法上の飲食店営業許可を取得していても、客に飲食をさせるための設備（テーブルや椅子等）がなければ対象外です。

7-1-2 改正健康増進法（改正条例）施行後に何らかの状況の変化があった場合、引き続き、既存の飲食店に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断するとあるが、具体的にはどのように判断するののか。

具体的には以下のとおりであり、「×」に該当する事由がある場合は、新規店舗扱いとなります。

【①事業の継続性】

- 改正健康増進法施行前から営業している店舗で、業態に変更がない場合。
- 改正健康増進法施行前から営業している店舗で、業態の変更があった場合（例えば、そば屋がラーメン屋になった場合）
- ×「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合（例えば、居酒屋がキャバレーになった場合）

【②経営者の同一性】

- 経営者が同一の場合（法人の代表者や店長が変更した場合（※）を含む）
※いわゆる弟子や組合員による承継も含まれる。
- 個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を承継した場合
- 法人が経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を承継した場合
- 個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員（1年以上勤務している者に限る。）が同じ業態の事業を承継した場合
- ×個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合
- ×法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合

【③店舗の同一性】

- 同じ場所で、以下の×に該当する大規模改装等を行わずに営業している場合
- 災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数に賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合
- ×上記以外の新築、移築、移転や、客室部分の改築（建築物の一部につき、当該部分の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）の全てを除却し、造り直すこと）、

大規模修繕・模様替え（建築物の主要構造部の1つにつき、その過半を工事すること）といったいわゆる大規模改装を行った場合

※壁紙の張り替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）を変更しない場合は、ここには該当しない。

7-1-3 既存小規模飲食店に該当していた施設について、施行後に資本金が5000万円を超えた場合や客席面積が100㎡を超えた場合などは、引き続き経過措置の対象となるのか。

「資本金5000万円以下」、「客席面積100㎡以下」といった要件は、改正健康増進法（改正条例）の施行後も満たしている必要があります。そのため、これらの要件を満たさなくなった場合には、経過措置対象の施設ではなくなります。

7-1-4 同一の建物にある飲食店について、別々に飲食店営業許可を受けているが、施設管理者が同一である場合については、1つの既存小規模飲食店と扱うこととなるのか。

施設管理者が同一であっても、飲食店営業許可を別々に受けており、それぞれが既存小規模飲食店の要件を満たすものであれば、それぞれ別の既存小規模飲食店となります。

（2）喫煙区域（改正健康増進法に規定する喫煙可能室）

7-2-1 既存小規模飲食店において、当該施設の従業員の休憩室、事務スペース等のバックヤードや厨房等も喫煙区域（改正健康増進法に規定する喫煙可能室）として喫煙可能とできるのか。

既存小規模飲食店の建物内の区域の全部を喫煙区域とする場合は、客席部分以外の場所を含めて、全ての場所を喫煙可能とすることができます。ただし、このような場合であっても、20歳未満の者と妊婦を喫煙区域に立ち入らせないようにしてください。

8 喫煙室等の構造又は設備関係

(1) 一般的基準

8-1-1 喫煙室等は、非喫煙区域と隔離され、出入口、排気口以外の開口部はほとんどないものと判断してよいか。

そのとおりです。また、喫煙室等の出入口において喫煙室等に向かう気流が風速 0.2 m毎秒以上であることも必要です。

8-1-2 「床面から天井まで達する壁、間仕切り等により仕切られていること」との要件について、出入口の扉は必ずしも必要でなく、例えばカーテンで仕切られていてよいか。

出入口の扉は、喫煙室等に向かう気流が風速 0.2m毎秒以上であれば必ずしも必要ではありませんが、その他の部分は床面から天井まで達する壁、間仕切り等により仕切られていることが必要です。

8-1-3 風速要件を充足するため、出入口にのれん、カーテン等を設置するという事は認められるか。

喫煙室等の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めることで、開口部分における喫煙室等に向かう気流の風速要件を満たすようにするといった工夫をすることは可能です。この場合には、のれん、カーテン等で覆われていない開口面において、風速 0.2m毎秒以上を満たしていることが必要となります。なお、通常の換気扇で屋外排気を行っている場合、のれん・カーテン等を適切に設置することによりこの基準を満たすことが可能となります。

8-1-4 扉を閉めて部屋を利用する場合において、扉を開閉する際に、のれん、カーテン等により出入口を覆うという対応は可能か。

扉を閉めている状態の時には、のれん、カーテン等は横に避けておき、扉を開けて人が出入りする際に、のれん、カーテン等で覆うということも可能です。

8-1-5 エアカーテンの設置は認められるか。

エアカーテンについては、風量・風向などの条件により様々な効果や影響が想定されるため、空気の壁の範囲の調整を行う必要があります。エアカーテンを設置する際は、開口面において喫煙室等に向かう気流が風速 0.2m毎秒以上となるように調整していただくようお願いします。

8-1-6 喫煙室等において、室外が施設等の屋外の場合には、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備の基準はないのか。

特に定めはありません。ただし、そのような場合であっても、意図しない受動喫煙を防ぐため、喫煙室等以外の場所と喫煙室等の室内の場所を扉等で隔てる措置を講ずることが望まれます。

(2) フロアを分ける取り扱い

8-2-1 施設の中に吹き抜けの階段があるような場合も、フロアを分ければ喫煙が可能となるのか。

たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、床面から天井まで達する壁、間仕切り等により仕切られていることが必要であることから、吹き抜けの階段があるような場合には対象となりません。

8-2-2 フロアを分ける取り扱いについて、例えば、3階以上に他の店舗がある場合であっても1階を禁煙、2階を喫煙としてよいのか。

改正条例では、施設毎に受動喫煙対策の措置を判断するものであるため、3階以上に他の店舗がある場合であっても、1・2階を同一店舗として所有する場合、1階を禁煙、2階を喫煙とすることができます。なお、この際は、3階以上にたばこの煙が容易に漏れないように対応いただくことが望まれます。

8-2-3 フロアを分けたとしても、建物内禁煙施設において、紙巻たばこを喫煙しながら飲食等を行うことはできないということでしょうか。

そのとおりです。なお、県では、加熱式たばこについても紙巻たばこと同様に扱うこととしているため、加熱式たばこであっても喫煙をしながら飲食等を行うことはできません。

(3) 経過措置

8-3-1 改正健康増進法の施行日（2020年4月1日）時点の既存建築物等であって、施設管理者の責めに帰することのできない事由がある場合における技術的基準の経過措置については、喫煙室、喫煙目的施設における喫煙区域、既存小規模飲食店における喫煙区域の全てについて設けられるのか。

改正条例では、改正健康増進法における「喫煙専用室等の技術的基準に関する経過措置」は認められません。このため、建物内に喫煙区域を設ける場合は、屋外排気が必要です（屋外排気の喫煙室に替えて「脱煙機能付き喫煙ブース」を稼働させる措置は認められません。）。

(4) その他

8-4-1 たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備の基準を満たしているかどうかの確認はどのように行えばよいのか。

厚生労働省において、測定方法の例が示されていますので、それらを参考にしてくださいながらご確認をお願いします。

（厚生労働省HP）

受動喫煙対策Q&A「たばこ煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

9 喫煙の制限等

9-1 小・中・高校等、病院等及び児童福祉施設等の敷地の周囲における喫煙禁止の範囲は具体的に決まっているのか。

周囲とは、敷地外から敷地内に向けて実際にたばこの煙や臭いが届く範囲をいいます。喫煙をされる方は、学校・病院等の施設利用者が受動喫煙に遭わないよう、施設の敷地から十分離れて喫煙をされるといった配慮をお願いします。

10 20歳未満の者及び妊婦の受動喫煙防止関係

10-1 20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所とは、具体的にどのような範囲か。

以下のとおりとなります。

○通学時間帯の通学路

通学時間帯とは、主に朝の登校時と午後から夕方にかけての下校時が該当し、通学路とは、児童等が通学のために通行している道路をいいます。20歳未満の者が受動喫煙に遭わないよう、実際に児童等が通行している路上においては、児童等にたばこの煙や臭いが届く範囲で喫煙をすることがないようにするといった配慮をお願いします。

○祭礼、縁日その他の多数の者の集合する催しが行われている屋外の場所で20歳未満の者又は妊婦が現にいる場所及びその周囲

祭やイベント会場等、来場者が集合するためにたばこの煙を避けることができない場所をいい、周囲とは、20歳未満の者又は妊婦のいる場所まで実際にたばこの煙や臭いが届く範囲をいいます。喫煙をされる場合は、20歳未満の者又は妊婦が受動喫煙に遭わないよう、これらの者がいる場所から十分離れて喫煙をされるといった配慮をお願いします。

11 表示関係

11-1 表示はどのように入手するのか。

県のHPからダウンロードできます。

11-2 表示は、必要事項を記載していれば、施設の施設管理者が独自に作成したものを掲示してもよいのか。

そのとおりです。

12 適用関係

12-1 建物内禁煙施設の敷地内に敷地内禁煙施設がある場合、敷地内禁煙施設の部分のみ敷地内禁煙となるのか。

そのとおりです。

12-2 様々な用途の施設から成り立つ複合施設の一部に敷地内禁煙施設がある場合は、その場所のみ敷地内禁煙となるのか。

複合施設そのものは建物内禁煙となり、その一部に敷地内禁煙施設がある場合は、当該敷地内禁煙施設の場所のみ敷地内禁煙となります。

12-3 行政機関の庁舎と議会棟が同一敷地にある場合における議会棟の扱い又は行政機関の庁舎の中に議会フロアが存在する場合における扱いはどうなるのか。

改正条例では、行政機関の庁舎だけでなく議会棟も官公庁施設として敷地内禁煙（屋外喫煙区域設置可）となります。

12-4 別表に掲げる対象施設の場所において運行している一般自動車では喫煙をしてもよいのか。駐車している一般自動車についてはどうか。

改正条例では、受動喫煙防止区域においては、一般自動車についても運行しているか駐車しているかにかかわらず、喫煙をすることができません。

12-5 改正健康増進法と改正条例の規制又は罰則は両方適用されるのか。

喫煙をしてはならない区域の設定、喫煙区域への立入りの制限、喫煙の制限、違反行為に対する過料その他受動喫煙の防止等に関する規制について、改正健康増進法に改正条例と同等以上の内容の定めがあるときは、改正健康増進法の定めによることとしています。したがって、改正健康増進法と改正条例の罰則が両方適用されることはありません。

13 適用除外関係

13-1 児童福祉施設のうち、適用除外となる施設はあるか。例えば母子生活支援施設については、個人の居住スペースも存在するが、そこは「人の居住の用に供する区域」として適用除外と考えてよいか。

児童福祉法における児童福祉施設は全て敷地内禁煙となりますが、母子生活支援施設の個人の居住スペースのように建物内に「人の居住の用に供する区域」がある場合は、当該場所は適用除外の場所となります。ただし、20歳未満の者及び妊婦と同室する居室内においては、喫煙をすることができません。

13-2 「人の居住の用に供する区域」として適用除外の場所に該当する場所は具体的にどのような場所か。

特別養護老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、厚生施設、宿所提供施設等の個室が適用除外の場所に該当します。

13-3 「旅館業の施設の客室の区域」は適用除外となっているが、宿泊施設の施設管理者は、喫煙をする客向けに提供している室（喫煙客室）に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならないのか。

旅館業の施設の客室（個室に限る。）は、条例の適用除外の場所となりますが、「何人も、20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせないようにしなければならない」とこととされていることから、これらの者と同室する居室内では喫煙をされないことを求めるといった配慮をお願いします。また、厚生労働省により策定されている「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」においては、宿泊施設の客室（個室に限る。）等についても、「望まない受動喫煙を防止するため、20歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入らないよう措置を講じること」とされています。

14 その他

14-1 県からの指導等はどのように行われるのか。例えば、喫煙室等において、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備を満たしていなかった場合、直ちに過料等の行政処分の対象となるのか。

施設の施設管理者には、受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等を設置してはならないこと、喫煙室の構造又は設備をたばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがないものとしていただくことが義務付けられているところ、相談や情報提供があった場合や他法令・他制度に係る業務において事業者との接点がある場合に、県において義務違反の有無を確認することとなります。

施設管理者が条例の義務を履行しない場合、まずは指導、助言等が行われ、それに応じて条例違反状態を是正していくこととなります。これに応じず条例違反状態が継続される等の場合には、義務違反の内容に応じて、公表、命令、過料が適用されることとなります。

なお、令和元年7月より、条例の指導、助言等の事務は保健所設置市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）に移譲しましたので、保健所設置市に所在する施設の施設管理者等への指導等は、各市により行われます。